

甲斐市議会総務教育常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年11月19日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（5名）

委員長	滝川美幸君	副委員長	金丸幸司君
	赤澤厚君		松井豊君
	有泉庸一郎君		

欠席委員（2名）

秋山照雄君	小浦宗光君
-------	-------

傍聴議員（12名）

議長	清水正二君	伊藤毅君
	加藤敬徳君	清水和弘君
	横山洋介君	五味武彦君
	小澤重則君	斉藤芳夫君
	長谷部集君	山本英俊君
	内藤久歳君	保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

総務部長	望月映樹君	教育部長	樋口充君
総務課長	小澤明君	人事課長	高鳥悟君
教育総務課長	加藤文雄君	学校教育課長	興石信君
図書館長	保坂和也君	総務係長	小宮山厚君
人事係長	瀧波秀彰君	給与係長	早川要子君

教育総務係長 名 取 藤 吾 君 保健給食係長 荻 原 実 香 君
図 書 館 海 野 元 巳 君
総 務 係 長

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 本 田 泰 司 書 記 興 石 文 明
書 記 中 込 美 智 子

内容

- 1 第2次創甲斐教育推進大綱の素案について（教育総務課）
- 2 学校給食費の改定について（学校教育課）
- 3 第3次甲斐市子ども読書活動推進計画の素案について（図書館）
- 4 マイナンバーカードを活用した消費活性化策について（総務課）
- 5 甲斐市職員に関する条例の一部改正の概要について（人事課）
- 6 甲斐市会計年度任用職員制度の概要について（人事課）
- 7 その他（教育総務課）

開会 午後 1時28分

○書記（輿石文明君） 改めましてこんにちは。

ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長より挨拶をいただきまして、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶、滝川委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 改めましてこんにちは。

昨日は臨時議会が行われました。新しい議長さん、それから副議長さんが任命されて、これからしっかり議会は活動していかなければいけないなということを感じたところであります。

ただいまから総務教育常任委員会を開催するわけではありますが、1つ委員の皆様方にもお願いがあります。来週の11月27日に、私たち総務教育常任委員会は甲斐市の消防団との意見交換会をする予定ですが、これは消防団より前もって質問事項をいただきたいというご依頼がありますので、委員の皆様、大変恐れ入ります、今のところ小浦委員、赤澤委員、秋山委員は質問の提出をされておりますが、もう少しせつかく来ていただきますので、委員各位から質問があればと思いますので、きょうかあした中には事務局のほうに連絡をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから総務教育常任委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は5名です。定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。

なお、秋山委員、小浦委員は欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。傍聴議員の質疑はさきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため、人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となっております。

○委員長（滝川美幸君） それでは、次第の3、内容に入ります。

内容の（1）第2次創甲斐教育推進大綱の素案について、担当より説明をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） よろしくお願いたします。

第2次創甲斐教育推進大綱の素案につきましてご説明をいたします。

7月並びに8月の総務教育常任委員会でご説明をいたしました第2次創甲斐教育推進大綱の素案がまとまりましたので、本日も説明をさせていただきます。

資料につきましては、本日の常任委員会資料と、それから別冊の第2次創甲斐教育推進大綱（素案）並びにA4判1枚の第2次創甲斐教育推進大綱素案に対する意見提言となります。常任委員会資料の1ページをお願いいたします。

初めに、第2次創甲斐教育推進大綱は、現行の創甲斐教育推進大綱の基本的な考え方は踏襲をし、基本理念を甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくりとして、社会情勢の変化等に対応するとともに、本市教育を推進するための基本指針として策定するものでございます。

また、国の第3期教育振興基本計画、県の山梨県教育大綱（山梨県教育振興基本計画）を参酌するとともに、本市の総合計画との整合性も踏まえて策定をいたします。

1、計画期間につきましては、令和2年度から令和6年度でございます

2の策定体制でございますが、創甲斐教育推進大綱策定会議の委員20名及び関係する各課長等で構成をいたします創甲斐教育推進大綱策定プロジェクトチーム委員18名により策定作業を進めてまいりました。

3、策定の経過でございますが、5月に第1回甲斐市総合教育会議を開催いたしまして、市長を初め、教育長、教育委員等で計画につきまして会議を開催し、スケジュール等の検討をいたしました。それから、6月から10月にかけて、プロジェクトチーム会議を4回、また、策定会議につきましては、7月5日の第1回から10月4日まで5回開催をしてまいりました。10月10日に第2回総合教育会議を開催いたしまして、素案につきまして協議をいただいております。

4、基本理念、基本目標につきましては、後ほど別冊の素案でご説明をさせていただきます

すので、お願いいたします。

2ページをお願いいたします。

5の現計画との主な変更点といたしましては、まず計画期間を国・県と同様に5年間としております。

次に、県の計画を参酌しまして、基本目標を現在の2項目から3項目に変更し、各基本目標のもとに8項目の基本方針、23の施策項目で構成するとともに、社会情勢、教育環境等の変化に対応して施策項目等を見直しております。また、新たに命を守る教育の推進、主権者教育の推進、地域や社会で活躍する人材の育成、学校における働き方改革の推進等について記述をしております。

6、計画素案の骨子は、別冊の第2次創甲斐教育推進大綱（素案）の目次をごらんいただきたいと思っております。

第1章の大綱策定に当たってから第6章、計画の進行と管理までの6章で構成をし、最後に資料編としております。

第1章は、策定の趣旨、計画の位置づけ、計画期間、施策の実行を、第2章では、教育を取り巻く社会の状況としまして、教育環境の変化、また本市の子供たちの現状を記述しております。

第3章は、これまでの取り組みとしまして、創甲斐教育推進大綱後期における基本目標1及び基本目標2について、それぞれの現状と課題、成果事業の達成状況を記載をしております。

第4章から第6章では、第3章までの、これまでの取り組み等を踏まえまして、第2次創甲斐教育推進大綱について記載をしております。

第4章では、本市教育の目指すべき方向としまして、基本理念、基本目標、基本方針、施策の体系を記載をし、第5章では、基本目標1から基本目標3の各基本項目と施策の内容、また、第6章は計画の進行と管理として、進捗状況の点検と事業の見直し、目標となる指標の一覧を記載をし、最後に資料編としております。こちらの別冊の28ページをお願いいたします。

第4章、本市教育の目指すべき方向となります。基本理念につきましては、先ほどもご説明をいたしましたとおり、甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくりとしております。現在の大綱の基本理念を継承しております、こちらの基本理念の考え方につきまして記載をしております。

めくっていただきまして、29ページから31ページまで3つの基本目標について記載をしております。

まず、基本目標1ですが、心豊かにたくましく、ともに生きる甲斐っ子づくり、また、30ページの基本目標2では、人生を豊かにする学びとスポーツの環境づくり、基本目標3、31ページとなりますが、誰もが安心して学べる教育環境づくりをもとに、それぞれの基本方針、基本施策項目としておりまして、29ページから31ページの中では、それぞれの基本方針等につきまして説明をしております。

32ページをお願いいたします。

こちらが施策の体系となっております、先ほどの基本理念、基本目標、その下にそれぞれの基本方針、またさらにその下に施策項目をそれぞれ記載をしております。

第5章の施策項目と施策の内容について、新規の項目につきましてご説明をいたします。

34ページをお願いいたします。

項目のみ説明をさせていただきますが、まず、34ページの一番上の③国語力の向上、言語活動の充実の部分、こちらは新規の項目となります。内容そのものはこれまでも継続しているものもございますが、項目としましては新規となります。

それから、一番下の⑥命を守る教育の推進、こちらは新規の項目となります。

めくっていただきまして35ページ、一番上の⑦主権者教育の推進、それから、その下の目標となる指標のところの下から2つ目の上から3番目になりますが、外国語の授業は好きですかといった設問の部分の指標になります。こちらは新規の項目でございます。

39ページをお願いいたします。

①の学校体育・体力づくりの充実の中の4つ目の丸の部活動のガイドラインに基づき、適切な休養日や活動時間の設定、指導方法の工夫を行い、生徒の心身のバランスのとれた生活の確保を図りますといった、この項目は新規でございます。

それから、1ページ飛びまして、41ページをお願いいたします。

施策項目1の地域や社会で活躍する人材の育成の中の②才能や個性を伸ばす教育の推進、こちら新規の項目となります。また、その下の目標となる指標が新規の項目でございます。

それから、また1ページ飛びまして、43ページの下にございます目標となる指標、こちらが新規でございます。同じく隣の44ページの下目標となる指標、こちらも新規の項目となっております。

45ページをお願いいたします。

③の生涯学習環境の充実、一番下のところになりますが、この中の2つ目の丸で、住民参加の地域づくりを推進するためから社会教育士の活用を図りますといった部分、こちらは新規となります。また、その下の目標となる指標が新規となっております。

次に、46ページでございますが、こちら一番下でございます目標となる指標、こちらは新規の項目となっております。

それから、47ページをお願いいたします。

こちらにつきましても一番下でございます目標となる指標が新規の項目でございます。

次に、めくりまして49ページの上でございます目標となる指標でございますが、こちら新規でございます。

それから、50ページでございますが、こちらの②スポーツを通じた世代間交流と地域活性化の中の1つ目の丸のラジオ体操の推進、こちらは項目として新規でございます。ラジオ体操の推進自体は今までも取り組んでいるところでございますが、今回改めて計画書のほうへ掲載をしております。

次に、51ページをお願いいたします。

上のほうの目標となる指標の2つの項目、こちらは2つとも新規の項目となっております。それから、中ほどへ行きまして、①「する、みる、ささえる」スポーツ体制の支援、こちらは新規の項目でございます。

52ページの上の目標となる指標、こちら新規でございます。

それから、次の53ページの下でございます図書館の目標となる指標の部分ですが、こちら新規の項目でございます。同じように右側の54ページの目標となる指標の2つが新規の指標でございます。

55ページをお願いいたします。

こちら指標でございますが、下でございます幼稚園、保育園、児童館等への貸し出し者数の項目が新規となっております。

次に、56ページをお願いいたします。

上のほうの施策項目（1）学校における働き方改革の推進、こちら新規の項目となりまして、それから施策の内容の①のところ、学校における業務の効率化の推進、こちら新規でございます。それから、下の目標となる指標の2つの項目、こちらは新規でございます。

めくっていただきまして57ページですが、下のほうでございます目標となる指標、新規でございます。

それから、58ページの③ICT環境の整備の中の3つ目の丸のところの校務支援システムの有効活用、それから、その下にございます目標となる指標が新規の項目となります。

59ページをお願いいたします。

施策項目(1)すべての子どもの学習機会の支援のこちら新規の項目となりまして、その中の①の就園・就学の奨励の1つ目の丸と3つ目の丸の部分が新規の項目となっております。

59ページの下の方の目標となる指標につきましても新規の項目となっております。

それから、60ページのほうの下にございます目標となる指標が新規でございまして、以上が新規の項目となっております。

それから、前後してしまいましたが、先ほどの32ページをもう一度お願いいたします。

今回基本目標を3つとしておりますが、まず基本目標の1と基本目標の3が学校教育の関係となっております、基本目標の2につきましては、社会教育、社会体育、スポーツの関係、それから図書館の関係という、そういった構成となっております。

それでは、改めまして、本日の常任委員会資料の2ページをお願いいたします。

7の今後の予定についてご説明をいたします。

本日、総務教育常任委員会に素案につきましてご説明をさせていただきます、12月16日から年が明けまして1月9日までパブリックコメントの実施を予定しております。議員の皆様からの意見・提言につきましては、先ほどのA4、1枚のほうのこちらの用紙のほうとなりますが、こちらに下に書いてございますが、12月13日までに教育総務課にご意見をお寄せいただければと考えております。年が変わりまして1月に定例教育委員会、また2月に総務教育常任委員会に議員の皆様からの意見・提言並びにパブリックコメントで寄せられました意見につきましてご報告をさせていただく予定でおります。その後、策定会議を開催しまして、成案とする予定でございます。3月下旬に市内全戸にリーフレットの配布及びホームページへのこの大綱、計画書の公開を予定しております。

最後になりますが、本日の別冊のこの資料、第2次創甲斐教育推進大綱の素案につきましては、職員が全てのページを手作業で作成をしております。今後印刷業者によりましてレイアウト等を検討、調整をしてみたいと思いますので、策定を完了しましてお配りする計画書につきましては、レイアウト等が変わりまして見やすくなるというか、そんな感じになるかと思っております、ご承知おきいただければと思います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより委員の質疑を受けます。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 主な変更点のところ、県の計画を参酌し、基本目標2から3にしたとありますが、この辺のちょっと説明をお願いします。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 県のほうで6月に新しく県の計画を公表しておりますが、その段階で県のほうが基本目標を今まで2つだったものが、今度県でも本市と同様に3つの項目に分かれてきております。その中で甲斐市で策定を進めてまいりました計画につきましても、基本目標を2つから3つにつくり直しているものでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑はありませんか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今説明してもらって、現計画との主な変更点ということで、新しい部分のことを今課長から説明があったんだけど、この2ページの5番のところにある社会情勢とか教育環境等の変化に対応して施策項目等の見直しを実施したと書いてありますよね。その社会情勢とか教育環境等の変化というものは、それを勘案してここは計画をつくったんだろうけれども、特に強調したい社会情勢とか教育環境等の変化というのはあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 大綱の素案のほうの3ページをお願いいたします。こちらの初めの部分で教育を取り巻く社会状況につきまして記載をしております。その中の第2章の教育を取り巻く社会の状況というところでございますが、1番としまして教育環境の変化ということで、まず①で少子高齢化と人口の減少、それから、その中の二重丸の中で今後の教育に求められることというような記載、また、同じように2ページのほうへ行きますと、超スマート社会（ソサエティ5.0）の到来ですとか、その下、③の家庭環境や地域社会の変化として記載をしております。また、5ページのほうをめくっていただきますと、④で安全・安心への意識の高まり、また6ページでは多様な学びの必要性の高まりといった記載をしております。また、子供たちの現状としましては、7ページ以降、2の本市の子供たちの現状として、現在の子供たちの現状、インターネット、スマートフォン等の利用状況ですとか生

活習慣、学力と学習習慣、いじめ、不登校、そういった内容を記載をしまいいりまして、これらを受け、第3章のこれまでの取り組んできたこと、それから今後取り組んでいくべきことといった記載をしまして、第4章、第5章へつながっていくといった、そういった流れとなっております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） まだ全部こっちも読んでないからあれなんだけれども、これを基本に第2章の教育を取り巻く社会の状況というものを踏まえた中でやっているということでは理解していいわけですね。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 4ページが一番上の超スマート社会（ソサエティ5.0）とありますけれども、これは直訳でこうなるのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） このソサエティ5.0というのは、こういった名称としてご理解をいただければと思います。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 僕らにはちょっといま一つ理解ができんけれども、やっぱり何かこういう説明は必要だと思うんですよね。いろんな人が読むから。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 大綱の1ページの1の策定の趣旨の下にちょっと字が小さくなりますが、3行ほどでソサエティ5.0の注釈を入れております。字が小さくて申しわけございませんが、こちらを読ませていただきますと、サイバー空間の積極的な利活用を中心とした取り組みを通して、新しい価値やサービスが次々と創出され、人々に豊かさをもたらす、狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く人類史上5番目の社会を言うこととされております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

伊藤議員。

○議員（伊藤 毅君） よろしくお願ひします。すみません。

大綱の今後の予定で、令和2年3月にリーフレットの全戸配布とあるんですけども、これはどういった配布の仕方になるのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 広報とあわせまして、各自治会を経由して配布をさせていただく予定でおります。

○委員長（滝川美幸君） 伊藤議員。

○議員（伊藤 毅君） 自治会とかそれはありがとうございます。できれば学校の先生から子供たちにこういうことをやっているんだよというような機会というのはつくれないでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 学校につきましては、まず各学校には最終的にこの計画書のほうを各学校の校長先生方を通して配布をいたしますのと、データでもホームページから取れるようにしますので、そういったものを使っただけというのが1点と、それから、リーフレットのほうにつきましては、学校のほうにも、全生徒数は難しいかもしれませんが、配布をしてみたいと考えております。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑はありますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 策定の経過の中で、策定会議をこれだけ積み重ねてきた中で、メンバーを見ると会長を中心に20名ほどいるわけですけども、こういった中でこの大綱を策定するに当たって出された意見とか提言というようなものは何か具体的にどんなものがあったんですかね。

○委員長（滝川美幸君） 名取係長。

○教育総務係長（名取藤吾君） 策定会議の中で、やはり時代に即したものということで、ICTにかかわるものですか、いろいろな立場の方がいらっしゃいましたので、社会教育委員さんですか、そういう方たちからもいろいろな意見が出まして、第5章の中で、第5章というのが34ページから始まるんですが、もともと第5章の中には目標となる指標というこの表が入ってなくて、6章のほうにまとめて入っていたわけなんですけれども、わかりやすくするように各項目の後ろに入れるようにですか、そういったことがありました。あと細かい点についても多々ありますけれども、またそれについては議事録等を確認すれば内容はわかると思いますが、大きいところだとそんなところがございます。よろしくお願ひします。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 現況から目標値と、いつもこの数字のことがいろいろ出てくるわけですが、ある程度これまでやってきたその結果というか成果というか、そういったことに関する検証という部分というのはどんな形でやったのですか。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） これまでの取り組みの中で記載をしております、これまで最初の現計画の後期の中で取り組んできた状況をこの中で検証しております。成果目標の状況ということで、例えば12ページでございますが、目標に対する達成状況を30年度の時点の実績値になりますが、確認をし、それから必要な続けていくべき目標ですとか、また新たに設定すべき目標を検討し、第4章、5章につなげていっているという形でございます。その中で特に先ほどのご質問とも重なりますが、委員さん方から新しい成果指標を設定すべきというようなご意見をいただく中で、当初事務局サイドで設定しておりました指標を新たな指標に置きかえたりとかもしております。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員、ほかにありますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） この大綱が来年度から実施されるんでしょうけれども、これは冊子のほうの61ページですか、計画の進行と管理と。要するに毎年事業の見直しというか、そういったことはやるんだということが書いてございます。毎年度関係課によるということで、要するに行政のほうだけでやるのか、それとも教育関係、一般の市民も入れてのそういう実証というか検証をするのか、この辺まずお伺いしたいと思うんですが。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 基本的には行政側でということになってまいります。関係課と申しますのは、この計画の中に関係をしてまいります環境課ですとか健康増進課、福祉課、子育て支援課等となりまして、それぞれのこの創甲斐教育に関連する各課で指標としております事業の進捗状況等を踏まえ、また、教育委員会内では学校ですとかスポーツ、図書館、それぞれまた個々の計画もございますので、そちらのほうの状況も確認をしながらといったことをやってまいります。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） その文章の下のほうですけれども、指標については市民に公表するという形になってますが、あくまで今まで枠の中にある指標をやるのか、それとも総体的にもうちちょっと表現が難しいと思うんですけれども、膨大な量になるのかどうかかわからないんですけれども、どういった形で市民に公表するのか、この辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 加藤課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 指標の進捗状況につきまして確認を各課で行いまして、その結果をホームページで公開をしてまいります。また、現在もそのような形で実施をしております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員、よろしいですか。

長谷部議員。

○議員（長谷部集君） 先ほどリーフレットの全戸配布みたいな話がありましたけれども、その部分に関しては地域社会とか家庭とかという部分での配布だと思いますけれども、実際学校がやっぱり一番大事になってきまして、学校の先生たち、先生たちも異動がありますから、定期的に異動になって新しい先生が来たりというようなこともあります。特に今回は新しくなりますので、校長先生とかある程度上の先生だけじゃなくて、下の先生たちにもこれを周知するというようなことを考えているのか。また、年度ごとに入れかわりの先生に対して、甲斐市じゃこういう教育をしているんだよということをほかの市から来た先生方にもちゃんと周知ができるような、その辺の計画というのはどうなっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 名取係長。

○教育総務係長（名取藤吾君） 一応先ほどのちょっと補足になるんですが、リーフレットにつきましては各学校で各クラスに1つは届くような形での印刷となっております。ですので、

教室に置いていただいて、先生が変わっても、各クラス1年生から6年生までの全クラスで見れるような形をとっていきたいと考えております。

また、ほかの市から先生が異動してきますけれども、そのときの着任式において創甲斐教育の説明をしております、資料についても説明をしております。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 長谷部議員。

○議員（長谷部集君） わかりました。置いておくだけ見るかどうかというのはちょっと疑問の部分がありますけれども、その辺ぜひ徹底して、甲斐市じゃこういうことをやっているんだよということをぜひちゃんとしていただければと思います。要望で結構です。

○委員長（滝川美幸君） 要望ということでよろしくお願いいたします。

それでは、傍聴議員、よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第2次創甲斐教育推進大綱の素案についてを終わります。

続いて、教育総務課関係のその他を行います。

初めに、教育総務課より報告をお願いいたします。

加藤教育総務課長。

○教育総務課長（加藤文雄君） 12月の補正予算になりますが、小・中学校の学校の維持費関係で補正予算をお願いする予定でございます。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。本件は定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より教育総務課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、ないようですので、以上で教育総務課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時04分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、（2）学校給食費の改定について、担当より説明をお願いいたします。

興石学校教育課長。

○学校教育課長（興石 信君） よろしく申し上げます。

学校給食費の改定につきまして報告をさせていただきます。

8月の総務教育常任委員会で学校給食費の値上げと実食の精算につきまして説明をさせていただきました。今回その後の報告となります。

資料の3ページをごらんください。

まず、1番の学校給食費の改定ですが、前回説明しておりますので、簡略に説明をさせていただきます。主な改定点は2つあります。いずれも令和2年4月からとなります。1つ目は、徴収額についてです。小学校、中学校とも月当たり500円の値上げをしまして、小学校5,000円、中学校5,500円とします。ただし、値上げ分の300円を市が補助することとしますので、実質的な保護者の負担は200円となります。その結果、家庭からの徴収額はその表にありませんが、小学校では4,700円、中学校では5,200円となります。

なお、教職員は補助の対象となっておりませんので、小・中の教職員いずれも500円のアップとなりまして、徴収額は小学校の教職員が5,000円、中学校の教職員は5,500円となります。

2つ目は、実食精算の実施です。これまで校外学習等の行事がある学年には給食相当額のおやつを提供しまして、給食を食べたと換算をしまして、給食費を満額徴収していましたが、それをやめまして、実際に給食として提供した分だけの金額を徴収する実食精算にするものです。

なお、徴収額の調整につきましては、集金の最終月となります2月に調整を行う予定です。

次、2番の学校給食費改定の経過についてですが、前回8月の説明の折に、ポツの3つ目までを説明はさせていただきました。その後のところでポツの4つ目となりますが、8月27日に第2回の学校給食運営委員会を開催しまして、給食費の改定と実食精算について諮問をいたしました。8月30日に給食費の改定はやむなし、また、実食精算が望ましいとの答申をいただいたところです。その答申を受けまして、正式に教育委員会としまして給食費改定、実食精算の実施の決定を行いまして、10月15日の例規審査会において、甲斐市学校

給食費徴収規則の一部を改正する規則について審議を済ませたところです。

最後に、3の今後の予定です。この後、例規改正の手続を経まして、12月に公布するとともに、市のPTA連絡協議会で保護者代表の方に説明を行いまして、また、文書をもって各家庭保護者に周知をし、令和2年4月からの実施となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 今これを来年の4月からあれですね。この給食の運営委員会とかで検討して、こういうものの決定に至ったという話なんですけれども、その運営委員会でそういうものを決定するに当たって、こういう500円上がるのと実食精算をやるんだという話というのは、PTAの保護者というか、全体ではこういう動きがあるということは周知してあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 学校給食費の改定につきまして、そういったことを市で検討していることにつきましては、保護者のほうには周知はしておりません。あくまでも学校給食運営委員会のほうでの協議を重ねる中で、最終的に諮問をして答申をいただいたところで今回決定となりましたので、今後決定したことについて理由等もきちんと丁寧に説明する文書をつくりながら、保護者にこれ以降周知をしていうというような予定で考えているところです。

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） そういう運営委員会等があつて、そこで検討するんだからということなんでしょうけれども、できるだけ早目、早目にやっぱり保護者には周知したほうが良いような気がするんですよ。やっぱり値上げというとデリケートなもの、そういう感じがあるんで、多分学校給食の運営委員会でそういうことになったという答申が出たということになれば、理解はしてくれると思うんですけども、ちなみに学校給食運営委員会の運営委員というのはどんな経緯で選ばれているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） 学校給食運営委員の構成につきましては、それに基づく要綱

に従いまして、そういうような立場から選出をしていただいているところです。現在の構成員は17名おりまして、市のPTAの連合会の代表、これはいわゆる保護者の代表の方、こちらが5名います。あと学校現場からということで、学校長が4名、あと学校の給食に携わる栄養士の方ということで3名、それと識見者ということで、商工会の方とか、あと山梨みらい農協の方、梨北農協の方、あと食生活の改善の推進員の方、あと健康の立場で養護教諭という形で、総勢17名で構成をしているところです。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。よろしいでしょうか。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの説明の中で、校外学習で給食相当額のおやつ、それから実際に食べた分だけ徴収する実食精算という言葉があるんですけども、これについて、こういうふうに切りかえたことによってどんな影響があるのか。実際今まで校外学習でやっていたものと、実食精算の場合、どういった金額的な影響があるのか、その辺のところはどうなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） まず、実食精算ですけども、各校各学年で日帰りの行事等がありますよね。そのときに給食は、学校にいないので提供はしないので、その1日分の給食費に相当するおやつを子供たちに持たせるという形で提供しておりました。その部分がなくなるということですので、特に保護者の方に改めてそのためにお弁当をわざわざつくってもらうとか、そういった負担はありませんので、特に実食精算にすることによって保護者の負担が発生することはないかと思っております。

あと、金額的にはわずかですけども、その分の給食費が浮く形になりますので、保護者にとって徴収額が減るということで、メリットがあるのかなと考えております。

以上です。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに傍聴議員。

長谷部議員。

○議員（長谷部集君） すみません、聞き漏らしていたら申しわけないんですけども、300円の市の補助についてお聞きしますけれども、この300円の補助というのは、先ほど説明をいただいた今回改定をする徴収の規則の中に書いてあるとか、あるいは何か別に補助要綱みたいなものがあるとか、市が300円補助をするとか、どこかに書いてあるんですかね。それが書いてあるとすれば、その300円についての補助期間と言うんですかね、何年まで補助するとか、あるいは恒久的にずっと永遠に300円補助し続けるのか、その辺の記載とかはどうなっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 興石課長。

○学校教育課長（興石 信君） まず、300円の部分の要綱の記載等があるかということにつきましては、現在のところ要綱というのはつくっておりません。今回徴収規則を一部改正するというので、実質的には保護者負担が200円になりますので、その部分の現在の徴収規則のところの保護者の金額を小学校4,500円から4,700円、中学校は5,000円から5,200円ということで記載をする形で、そこだけの改正になりますので、特に300円の補助について要綱等は今のところつくっていないというような状況です。

○委員長（滝川美幸君） 長谷部議員。

○議員（長谷部集君） そうすると、本市の給食費というのは4,700円なのか5,000円なのかという判断になったときに、どういう捉え方をしていけばいいというふうに考えているんですか。難しい質問してしまったかもしれないですけども、要するに一般的に今給食費の無料化をしるというような動きが全国各地である中で、うちは値上げをします。値上げをするんだけれども、300円を補助しますよということをPRしたくてやっているんだなと私は思っているんですよね。そうなるのであれば、それをどこかに明記をしたほうが、そういうふうにはっきり言えるので、その辺をどう考えていますかということなんです。

○委員長（滝川美幸君） 樋口部長。

○教育部長（樋口 充君） 今課長から申しましたように、徴収規則の中では給食費につきましては、保護者の皆様からお預かりする金額ということで、小学校は4,700円、中学校は5,200円ということで給食費はなっております。今委員のおっしゃるように、市が負担する部分を明記というお話がありましたけれども、そちらについてはちょっと規則の中では記載はしないような形になっております。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で学校給食費の改定についてを終わります。

続いて、学校教育課関係のその他を行います。

委員より学校教育課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で学校教育課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時17分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、（3）第3次甲斐市子ども読書活動推進計画の素案について、担当より説明をお願いいたします。

保坂図書館長。

○図書館長（保坂和也君） こんにちは。お疲れさまです。

図書館から第3次甲斐市子ども読書活動推進計画の素案について説明をさせていただきます。

6月の総務教育常任委員会で説明をさせていただきました素案がまとまりましたので、本日の説明とさせていただきます。

資料につきましては、別冊の第3次甲斐市子ども読書活動推進計画（素案）と、もう1枚、A4になりますけれども、第3次甲斐市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見・提言になります。

それでは、素案によりまして説明をさせていただきます。

子ども読書活動推進計画につきましては、現在あります第2次計画が本年度で終了することから、来年度、令和2年度からの5カ年計画の策定を進めているところです。資料により説明をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、裏の目次になります。

第1章から第4章になりますが、第1章につきましては、計画の趣旨、第2章が前第2次計画における取り組みと課題、第3章につきましては、子ども読書活動推進のための方策、第4章につきましては、推進のための連携という4章の組み立てとなっております。

1ページ、計画の趣旨でございますけれども、この中では子供の読書活動の現状と課題ということで、読書の必要性等や現在の図書館の取り組みなどを記載をさせていただいております。また、読書離れの課題について記載をさせていただいているところでございます。

ページをめくっていただきまして、2ページになります。

計画の目的です。子供が読書の楽しさや大切さを知り、みずから進んで本を読むような環境づくりを家庭、地域、学校などが協力、連携して推進するための指針ということで、この計画を策定をいたします。

下の3番の計画の目標になりますけれども、計画の目標として3点上げさせてもらっております。

(1) としまして、甲斐市全体で子供の読書環境の整備充実を推進します。

(2) としまして、図書館などを充実させ、読書の楽しさと考える力を育むことのできる環境をつくります。

(3) としまして、公共図書館のサービスを充実し、全ての子供たちがあらゆる機会に本と出会うことができる環境をつくりますということで、目標として3つ上げさせていただいております。

3ページになります。

4番の計画期間ですけれども、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画になります。参考ということで、第1次に平成22年から26年の5カ年計画、第2次としまして、27年から元年までの第2次計画ということで策定をいたしております。

5番の計画の対象になりますが、ゼロ歳からおおむね18歳までの対象ということになっております。

ページをめくっていただきまして、第2章になります。

前計画における取り組みと課題ということで、4つ、まず家庭、地域における取り組みと

課題という中で、家庭、地域における主な取り組みと課題ということで上げさせていただいております。

主な取り組みの内容としましては、4カ月健診のときに絵本1冊と図書館司書が勧める絵本のリストを渡し、1歳6カ月健診時や園での啓発事業の機会にも年齢に合った絵本のリストなどを渡しているというようなこと、現在の取り組みについて書かせてもらっております。

課題としましては、保護者や子供たちがいい本を選ぶための情報として、さまざまな機会を通して読書意欲が増すような本の紹介を引き続きしていく必要があるということでまとめさせていただいております。

5ページの2番、図書館における取り組みと課題ですけれども、図書館の事業として行っているものを主な取り組みとして上げさせていただいております。

6ページの下の方になります。課題ですけれども、6ページから7ページになりますが、引き続き魅力ある図書館づくりと事業を推進して、図書館の利用を促していく必要があるというようなことと、7ページの下の方になりますけれども、本への興味を持ってもらうために、図書館の利用につながるための内容やレイアウトへの工夫が必要になってくる。また、7ページの一番下になりますけれども、読書ボランティアさんの確保が不可欠であるということで、読書ボランティア講座の開催を行い、新たなボランティアの養成が必要になってくるということで上げさせてもらっております。

めくっていただきまして、8ページになります。

8ページは幼稚園、保育園等における取り組みと課題ということで、主な取り組みの中で、本の団体貸し出しによりまして、絵本のある環境づくりを継続して行いましたということと、保護者を対象にした図書館職員による読書推進の啓発活動を実施してきたというようなことを書かせてもらっています。

課題としましては、今後も継続して図書館と連携をしながら、団体貸し出しの利用による図書の選定などにより、読書環境の充実を図っていく必要があるということで書かせてもらっております。

8ページの下になります。

4番、学校における取り組みと課題ということで、学校の主な取り組みを上げさせてもらっています。

9ページの中ほどになりますけれども、(2)課題の上の方になりますが、小学校では読書ボランティアとの協力によりまして、本の読み聞かせの機会をつくりました。中学校で

は生徒が朗読の読み手として、市の事業等に参加をしてもらった中で、本とのかかわり合いを深めていったというようなことを行いました。

(2)の課題としましては、朝の読書活動の関係ですけれども、朝の読書活動につきましては、全校で実施をしまして、読書機会が少なくなってくる特に中学生には習慣化のために有効な手段であると考えています。

また、甲斐市図書館情報ネットワーク、公共図書館と学校を結んでいる情報ネットワークですけれども、これの活用をより一層行って、公共図書館、学校図書館間等の連携を強めていきたいということで書かせてもらっております。

ページをめくっていただきまして、10ページになりますが、上のほうで課題の中で、小学校においては読書の楽しさを伝える読書ボランティアは重要でありまして、継続して人材の確保と、また連携が必要があるという課題ということで書かせてもらいました。

続きまして、11ページになります。

3章の子ども読書活動のための方策ということで、2の課題に対しまして、家庭、地域における関係、図書館における関係、幼稚園、保育園における関係、学校における関係ということで、2章と同じ中での取りまとめでまとめさせてもらっております。

まず1番として、家庭、地域における推進ということで、家庭、地域の役割としましては、読書ボランティアが働きかけることで多くの子供たちにより絵本を直接紹介できる機会がふえていくので、そのような活動を進めていく必要があると。

(2)として、取り組みという中で、施策として幾つか上げさせてもらいました。1日1回読書タイムの推進、ブックスタート事業の推進、ページをめくっていただきまして、12ページになります。読書ボランティアの養成と支援を進めます。地域での子供の読書活動の情報提供に努めます。本の寄贈を進めますということで、取り組みとして上げさせてもらいました。

12ページの真ん中からになりますけれども、図書館における推進ということで、図書館の役割と図書館での取り組みということで上げさせてもらっております。図書館の役割の中では、市内の全ての子供たちが読みたい本を手にとれる環境を整えることが責務だと考え、地域の読書活動を支える柱になるように努めていきたいというようなことを書かせてもらっております。

また、次の13ページ、図書館での取り組みということで、図書館での事業を上げさせてもらっております。本に親しむ機会を提供をしていくということと、その下の丸になります

けれども、読書環境の整備充実を進めていきたいということと、ページをめくっていただきまして、14ページになります。資料の充実を進めていくような内容と、あと一番下になりますけれども、読書ボランティアを支援しますということで、図書館における取り組みということでまとめさせてもらっております。

続きまして、15ページは幼稚園、保育園等における推進ということで、同じように幼稚園、保育園の役割と取り組みということで書かせていただいております。幼稚園、保育園の役割としましては、幾つかありますけれども、役割の下の方になりますけれども、図書館の見学やお話し会などを通じ、成長に合わせた読書への橋渡しを実施していますが、引き続き市立図書館との連携を図りながら読書活動を推進をしていきたいということで書かせてもらっております。幼稚園、保育園での取り組みにつきましては、絵本の読み聞かせ、また団体貸し出しや移動図書館の利用、ページをめくっていただきまして、16ページになりますけれども、丸の2つ目になります。図書館の利用を推進しますということで、市立図書館の見学などを行って、図書館の利用方法や多くの本に触れる機会をつくっていくことによりまして、就学後の図書館利用を推進をするというようなことを書かせてもらっております。

続きまして、16ページ、引き続き学校における推進ということで、学校での役割と学校での取り組みということで書かせていただいております。学校の役割につきましては、16ページの真ん中辺になりますけれども、調べ学習などの総合学習を展開していくための中核を担う学校図書室がその機能を十分に発揮するために、専任の技術を持った人、そして自由な雰囲気のもとで豊富で多様な資料が必要になってくるということで書かせてもらいました。

また、下のほうになりますけれども、朝の読書や一斉読書は各学校の方針によって全ての小・中学校において実施をされています。また、読書ボランティアの協力によるお話し会や朗読会、教諭、司書による読み聞かせを通じて、本の魅力を伝える活動をしているということで、学校の役割として書かせていただいております。

隣の17ページになります。学校での役割としまして、丸の2つ目、利用しやすい学校図書室を目指します。読書習慣の形成や自主的な読書の活性化に努めます。

ページをめくっていただきまして、18ページになります。

甲斐市図書館情報ネットワーク、先ほどお話をさせていただきましたけれども、学校間、公共図書館からのネットワークが構築されておりますので、そういった甲斐市図書館情報ネットワーク事業の利用を進めます。

また、保護者や地域との連携による読書活動を推進しますということで、取り組みとして

上げさせていただきました。

最後、19ページになります。

4章としまして、推進のための連携ということで、甲斐市の公共図書館との連携が必要になります。まず1番としまして、幼稚園、保育園との連携、2番としまして、学校図書室との連携、3番としまして、図書館ボランティア、読書ボランティア等との連携、4番としまして、県立図書館、県内の公共図書館や他図書館との連携ということで、連携が必要になってくるということで上げさせていただいております。

21ページからは参考資料という形の中で、今回アンケートをとりました中の前回との比較ができるような数字につきまして、主な集計結果ということでまとめさせていただいております。

以上で素案の説明とさせていただきますが、第2次創甲斐教育推進大綱と同様に、12月13日までに別紙によりましてご意見・ご提言をお願いをいたします。

また、今後の予定につきましては、本日の総務教育常任委員会の後、第2次創甲斐教育推進大綱と同様に、12月から1月までのパブリックコメントを実施しまして、令和2年1月の定例教育委員会、またそういったものを受けまして、2月に総務教育常任委員会及び策定会議を経て成案とさせていただきたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 内容はこれで特に異議はないんですが、ちょっと参考に教えてもらいたいんですが、漫画という表現が適切かどうかわからないけれども、結構今スマホでも漫画を読めるようになったとか、公立でも漫画専門の図書館があるとか、字の場合は行間を読むということで頭を働かせるので、漫画ばかり読んでいるとばかになるよという話を昔からよく言われたんだけど、その辺も含めて、今の図書にそういう漫画という表現がいいのか、そういうものがふえているのか、あるいはそれを活用するようにしているのか、ちょっとその辺、わかりにくい質問で悪いですが。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 漫画本につきましては、甲斐市の公共図書館でも置いてあります。

また、若い人たちを対象としましたヤングアダルトという言い方をしますけれども、要するに若い人向けの小説みたいなものがありますけれども、そういったものも要するに中高生に図書館に来てもらうような中で、本の充実を図っていきたいということを考えております。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 時代がそうやってきたということだと思んですが、日本の漫画自体が第7の芸術と、フランスではかなり高く評価されて、日本の漫画家でも勲章をもらっている人もかなりいるらしいんですね。すぐれた漫画だと、下手な小説なんかよりよほどいい内容を持っていたりとか、この辺の漫画と一くくりにできない部分があって、何とも言えないんですが、あくまでもちょっと参考として聞きました。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑ありますか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 2ページのところで、計画の行のところ、（2）の2番目、図書館ボランティア、また読書ボランティアの養成と支援とあるんだけど、この養成、支援、どんなような事業かということの内容を教えてください。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 図書館ボランティアさんにつきましては、図書館の事業としまして、ボランティア養成講座というのを行っています。今年度につきましても、例えば手袋人形とか、そういったものの作り方とか演技方とか、そういったものを講座として一般の方に来ていただいて、講習というような形で行ったりとかということをしております。

支援につきましては、来ていただく中で、ボランティア保険に入ったりとか、そういったところでの支援をしています。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） これ後のほうからも結構読書ボランティアとか、結構いろんなものが入っているね。養成してもらったり、いろんな協力してもらおうという形で、結構議論がこの中に入っているんだけど、具体的に今現状ここに今指標がここに令和6年まで100人という指標が18ページに、平成25年が88人、30年が95人、令和6年が100人という、一応指標が載っているんだけど、目標ね。現状基本的に5人ぐらいしかふえてない。一応目標が現状結構そういうボランティアになる人は少ない。こういう養成講座みたいなものにやっぱ

り参加者が少ないということ。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） やはりなかなかボランティアさんというのは今も難しいですけども、最近の話ですと、先ほどお話をしました手袋人形の関係の講座をやった中で、新しいボランティアを立ち上げたいという話も出ております。読書ボランティアさんにつきましては、現在竜王の図書館で6団体、敷島で2団体、双葉で3団体の中で現在の人数になっていますけれども、なるべくそういった講座等を通じまして人数がふえていってもらえればということも考えております。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 今館長言ったとおり、こういうボランティアというのは結構年寄りの人たちが子供たちに接する機会であつたもの、本を読み聞かせるとか、そういう事業は結構いいと思うんでね、基本的に。年寄りのためにもいいし、子供たちに本を読み聞かせるということも大変いいと思うんで、そういった事業を積極的に進めてもらって、やっぱりまたこのボランティアの人たち、多くの方が参加していただけるようなまず機会をできるだけふやすというか、いろんな形の中でしてもらえばありがたいなと。結構年寄りがなかなかそういう機会がない人もいるので、できるだけそういう機会がまたつくれば、いいのかなと思うんだけど、その辺はどうですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 学校とかにつきましては、小学校はボランティアさんに行っているだけで、読み聞かせなんかもしていただいているようなところもあります。また、地域の中で読み聞かせなどをしてくださる方々もいますので、そういったところをこちらでも調べながら事業を展開していければと思っております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

ほかに委員より質疑ありますか。

有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） 最後の4のところ、推進のための連携という章がありますよね。

ここで非常に、子どもの読書活動推進事業というのは非常に大切だと思うんですね。活字離れをしている昨今においてはね。特にやっぱり子供さんが図書館に興味を持つようなやっぱり事業をやっていないといけないんだろうと思うんですよ。ここに書いてあるように、保育園とか幼稚園とか学校図書室との連携、特に学校の先生方、ボランティアも必要なんだ

ろうけれども、先生方にやっぱり子供たちにこういう本を読むような、そういう活動をしていただくというのが子供に本の興味を持ってもらうには一番手っ取り早いのかなというような感じがするんですけれどもね。その辺は学校との連携というのはどうなんですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 学校には学校司書の方とか、学校の図書室に司書の方がいらっしゃいます。そういった方々の会の中に公共図書館の司書も入ったりしながら、事業等を進めているところがございます

○委員長（滝川美幸君） 有泉委員。

○委員（有泉庸一郎君） だから、先生方にもやっぱり積極的に子供たちにこういう図書館を利用するような習慣とか、いろいろなそういうものもやっぱり教育の中でやって、興味を持つようなやっぱり教育をしてもらえれば、もう大人はかなり年をとった人に今さら図書館なんて言ったって、なかなかやっぱりそういう習慣があるものだから、小さいうちからやっぱりそういう習慣つけないと、なかなかやっぱりこういう読書活動ということも前へ進んでいかないような気がするんで、やっぱり学校の先生方というか、今館長言われた司書なんかもいるのであれば、こういう読書活動が活発になるようなやっぱり方法をお互いに考えていけば、もっと利用の頻度が上がってくるんじゃないかと思うんで、その辺また考えておいて、また検討してみてください。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 7ページの貸し出しの状況で、結構中学生が極端に少なくなっているが、その要因とか原因というのは何かあれですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） はっきりと調べてはいませんが、恐らく中学校に入ると、部活動や塾等が忙しくなって、読書よりも忙しくなってしまうのではないかとこのように考えております。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 部活動が当然あるんだけど、結局要因というのは、それが要因ということで。それに向かって図書館として対応とか、そういったものは現状は行ってないん

ですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 中学生につきましては、何年か前からやっているんですけども、中学校の部活の中でも図書委員さんとかもおりますので、そういった子供たちをお願いをしながら、図書館の事業と絡めた中で、中学校の生徒に朗読会として一般の方が見に来てくださるような事業などを行いまして、それにあわせて子供たちが、自分たちが本を読むんで、周りの友達やなんかも一緒に来てもらうとか、そういったところの事業なども行ってはおります。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 29年度から30年度。28、29なんかは8なんて極端に少なくなっているんで、それは何かそういったものが原因なのかなと聞いたんですけども、部活という話があったんですけども、当然28、29年度もいろいろな部活動なんかやっていると思うんですけども、そういったところの、図書館長として、こういった状況を見たときに、現状減って、それでちょっと今聞いたんですけども、要因とか、その何かあったのか。何かとして対応したのかどうなのかということなんだけども。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 先ほどもちょっとお話をさせていただきましたが、中学校、高校生向けのヤングアダルトという分野がありまして、そういったところの充実や本の紹介などは重点的にでもないですけども、行うような形はとってきました。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。よろしいでしょうか。

それでは、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） すみません、ボランティアのことで、先ほどから出てますけれども、18ページに小学校では読書ボランティアの活動があり、それから、学校の実態に応じて図書館ボランティア、読書ボランティアの連携を推進しますとあるんですが、この図書館ボランティアと読書ボランティアの推進、連携とかと、この違いとか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけども。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 図書館ボランティアさんというのは、図書館で団体を登録して、朗読とか読み聞かせなどをしてくださっている方々が図書館ボランティアです。また、読書ボランティアというのが学校から直接お願いをされたような方々がお話し会などに参加をしてくださっているということで聞いております。

図書館ボランティアは図書館の中で、ボランティア団体として登録をしてもらって、その方々も学校とかに行って読み聞かせなどをしているんですけども、読書ボランティアさんというのは直接学校がお願いをされた中で、読み聞かせなどもしてくださっている方もいるということです。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） そこがしっかりと連携をしてやっていくというのもありますね、推進のためのね。

あとブックスタートのところで、ブックスタート自体は恐らく90%以上のお子さんがもらっているのではないかと思うんですけども、そのブックスタートをやった後に図書館に通うのがありましたね、こういう目標がね。図書館に通ってくる目標がちょっと思ったより低いなと思ったんですけども、こういった例えばさっき言った図書館ボランティアとか読書ボランティアの養成するために講座を設けてという、それも定期的にやっていくというお話なんですけど、こうした普通の一般のお母さんたちの子供への読み聞かせとか、せっかくブックスタートやっているので、ブックスタートをきっかけにしてお母さんがなるべく子供に読み聞かせをするような習慣をつけるためにも、一般の人相手のそういう読書の仕方、読み聞かせの仕方みたいな、そういう養成講座ですね。昔1回やったことがあるのを覚えているんですけども、そういったことを計画していただければななんて思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） 図書館の中で定例の事業で子供向けの事業としまして、竜王図書館では第2、第4の水曜日に幼児を対象としまして、図書館ボランティアさんの協力もいただきながら、読み聞かせとか、そういったものを行う中で、一緒にお母さんたちにも来てもらっています。また、その関係につきましては、例えば敷島でも双葉でも幼児や乳幼児を対象としまして、第1、第3木曜日に行ったりとか、そういった読み聞かせの中でお母さんたちにも来てもらったりというようなことはしております。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員より質疑ありますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） すみません、7ページの図書館の利用状況ってあるんですけども、これは学校の図書室も入れたあれですか、それとも市立図書館のみのデータですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） これは公共図書館のみの数字になっております。

○委員長（滝川美幸君） 横山議員。

○議員（横山洋介君） 学校のほうはデータとしてとってはない。高校はとれないと思いますけれども、小・中学校の図書室のデータはとってないのですか。

○委員長（滝川美幸君） 保坂館長。

○図書館長（保坂和也君） すみません、学校のほうでの貸し出し者数とかについてはデータはとっていません。

○委員長（滝川美幸君） それでは、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で第3次甲斐市子ども読書活動推進計画の素案についてを終わります。

続いて、図書館関係のその他を行います。

委員より図書館関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で図書館関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時49分

再開 午後 2時59分

○委員長（滝川美幸君） それでは、会議を再開いたします。

続いて、（4）マイナンバーカードを活用した消費活性化策について、担当より説明をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） 大変お疲れさまでございます。

総務課からマイナンバーカードを活用した消費活性化策についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては、総務教育常任委員会の資料4ページ、また、あと別冊のほうでA4のほうがありますので、そちらのほうをお願いいたしたいと思います。

まず初めに、資料の訂正をお願いいたします。2番の中段になりますけれども、米印の1つ上の行になります。キャッシュレス決済の済の字が市長決裁の裁になっておりまして、済というほうの済のほうにお願いをしたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、資料の4ページに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、1番のマイナンバーカードの普及促進についてであります。マイナンバーカードの普及促進につきましては、市民窓口課が所管となりますが、関連がありますので、本日説明資料として掲載をさせていただいております。国は令和元年3月末までにほとんどの国民がマイナンバーカードを保有することを目標としております。この目標に向け、各市町村が交付円滑化計画を策定することになりまして、担当の市民窓口課が設定した本市の目標値は（3）の令和3年3月31日のマイナンバーカード交付想定枚数を3万5,673枚としております。

別冊の資料1ページをお願いいたします。

こちらの中段の右側の表にありますとおり、国では2023年、令和5年3月までにはほとんどの住民がカードを保有することを想定しておりまして、そのため、資料の下にありますとおり、令和2年度3月末時点で交付枚数を現時点の交付枚数の5倍程度にすることを想定しております。そのため、市町村は交付円滑化計画を策定することになりました。この算出に当たりましては、別冊の資料の2ページをお願いいたします。

国から示されましたイメージに基づき設定しており、甲斐市の欄の下から6番目にありますけれども、白抜きの欄ですけれども、3万5,673枚を目標枚数に設定しております。

委員会資料のほうの4ページに戻っていただきまして、2番になります。2のマイナンバーカードを活用した消費活性化策についてであります。今回総務課で行う事業であります。マイナンバーにつきましては、情報連携と多くの課に関係することから、その取りまとめを総務課が行っております。そのため、本事業につきましては総務課が行うことになりました。マイナンバーカードにマイキーIDを設定したものが一定額以上マイナンバーカードに現金をチャージした場合、国費のプレミアム分を付与することで消費を促し、活性化策につなげ

るものでございます。

下の米印の部分にありますとおり、マイキーIDとは、マイナンバーカードのICチップ内に既に記録されている本人認証番号と関連づけ、任意のIDを同カード内にインターネットを通じて設定するIDになります。

また、マイナンバーカードに電子マネーが利用できる機能を付加することで、将来に向けた官民共同利用型キャッシュレス決済の構築を目指すものでございます。

別冊資料の3ページのほうをお願いいたします。

マイナポイントの利用フローになります。ステップ1によりマイナンバーカードを取得した方が、ステップ2のマイキーIDを設定することができます。ステップ3にありますとおり、マイキーIDを設定すると、マイナポイントを申し込むことができます。ステップ4として、前払い等を行いますと、ステップ5にありますとおり、国からプレミアム分のポイントを取得できます。ステップ6として、ポイントを買い物などに利用することができます。この消費活性化策では、国民のメリットに加え、民間キャッシュレス決済事業者等が対応することにより、ステップ2のマイキーID設定のホームページに民間キャッシュレス決済事業者等のサイトから誘導、また、その手順の解説等を行うことも想定をしております。

めくっていただき、4ページをお願いいたします。

資料の下の部分になります。今回自治体の取り組みといたしまして、庁舎に支援窓口を設置いたしまして、設定方法の周知を図ってまいります。

また5ページのほうをお願いいたします。

先ほどステップ1からステップ6で説明しましたが、利用者が前払いをすると、国による支援としてプレミアム分が付与され、ポイントを利用することができます。

資料の下段にありますとおり、マイナンバーが普及しないのはメリットがないからと言われていたところ、マイナポイントプレミアムは直接的な経済的利益の提供でありますので、消費を促進し、活性化につなげるとともに、カードの普及の推進力になると国では考えております。

また、参考につけさせていただきましたが、資料の6ページにありますとおり、マイナンバーカードが広く普及し、官民で利用可能な社会のデジタル基盤となることで、右側になりますけれども、今後の保険証としての利用や健康ポイントなど、マイナポイントを活用したプロジェクトの展開も想定されるところでございます。

次に、委員会の資料のほうの4ページに戻っていただきたいと思っております。

3の事業概要についてであります。先ほども自治体の取り組みとして説明させていただきましたが、マイナンバーカードにマイキーIDを設定する普及啓発活動を実施してまいります予定でございます。市民窓口課でマイナンバーカードの交付を受けた者に対しまして、マイキーIDの設定に係るメリットや目的等を説明し、ID設定の普及を図ってまいりたいと考えております。

また、即時に設定を望む者がいた場合は、個別ブースにおきまして設定支援を行う予定でございます。ブースの設置場所は竜王庁舎新館、市民窓口課南側の通路を予定しております。普及啓発期間につきましては、土日、祝日を除く令和2年1月6日から3月31日までの午前9時から5時までに実施する予定でございます。

なお、本事業に関する経費につきましては、12月補正予算でお願いをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上、マイナンバーカードを活用した消費活性化策についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） マイナンバーカードということで、大変これは苦勞していると思うね。いろんなメリットがあるということで、マイキーIDとかね。それはわからんわけじゃないけれども、基本的にほとんどお年寄りなんかにはすれば必要ないというのが結構多いんだよね。それで、こういったものがメリットがあると言っても、お年寄りに対しては、インターネットを使っているわけじゃないし、その辺のところはちょっとぴんとこないと思うんだけど、高齢者にやっぱりある程度説得するには、こういうポイントじゃちょっと納得しないと思うんだよね。ほかの方法といたらちょっと難しいかしらんけれども、違う方法、高齢者に対しての市としての普及する方法というか、何か考えているんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 先ほども普及については市民窓口課が直接の窓口になりますけれども、説明会等では国ではそういった形でこういったものについては若者が対象になるかと思っておりますけれども、高齢者の方につきましては、保険証のほうの共済組合のほうの扶養に入っている方が多いかと思っております。現在、国のほうでは地方共済組合の組合員とか国家公務員

の組合員、また警察、教職員の共済組合のほうの被扶養者のマイナンバーカードの取得ということで、そちらを通じて直接家庭の保険証の扶養に入っている方を対象に通知のほうを申請書と一緒に送る中で、必ず扶養に入っている方はマイナンバーカードを取得するようというように、結構強い形でそちらのほうをマイナンバーカードの取得に向けて促進をしているということもやっているということでございます。

○委員長（滝川美幸君） 赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） 当然国のほうの方針ということだよね。当然市もそれに対応しなければならぬということなんだけれども、その辺のところが一番問題に感じるんだよね。私たちも高齢者にもなっているんだけれども、仲間なんかほとんどもうマイナンバー必要ない。なかなかそういった消費活性化対策って何、それを使って消費、なかなか理解に苦しむところが多々あると思うね。だからその辺のところもよく、今言ったときに、市民窓口課のほうでいろいろやっていると思うけれども、せっかくこうやって対策という形で令和2年1月から啓発活動をやるといふことなんですけれども、その辺のところを十分加味して、高齢者のほうの対応もまたよく考えた中でやってもらえばありがたいなと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（滝川美幸君） ほかに委員より質疑ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 私も、マイナンバーカードをとったので、早速ID設定に行こうと思うんですけども、これはマイナンバーカードだけ持っていけばいいんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小宮山係長。

○総務係長（小宮山厚君） マイナンバーカードをお持ちいただければ大丈夫です。お願いします。

○委員長（滝川美幸君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） キャッシュレス化の何か現金をとありましたよね。実際には今からなんだろうけれども、何にどんなものに使えるんですか。どういった形になりますか。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） こちらよくペイ、スマホでQRコードを見せることによって支払

いのほうができるというような形の中で、国のほうではa uペイとかd払いとかゆうちょペイとかLINEペイとか、今ちょっとテレビのほうで話題になっていますけれども、そういった形のペイを持って支払いできるところでチャージをする。チャージをすることによってポイントが付加されるというような形で、そのポイント分のふえた分でお買い物ができるというような形で利用ができるというような形になります。

○議員（保坂芳子君） わかりました。

○委員長（滝川美幸君） ほかに傍聴議員。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 今回国からの要請ということで、12月の補正を組むということなんでしょうけれども、補正のときに詳しい金額等々がお話できると思うんですが、国からの要請ということは、国からの助成金、事業費が出るということによろしいんですか。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） はい、10分の10の補助金をいただく予定でございます。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） それで、当初この事業費ということでいただけるんでしょうけれども、じゃ目標をクリアした、要するに成果報酬ですね。市町村に対して、それに到達したというところについては、例えば地方交付税の増額とかいう、そういうメリット、消費者についてはポイントが加算されるということで費用が出るんでしょうけれども、行政の補助として、そういうことが見返りまで考えているのかどうか、あるのかどうか、この辺はどうなんでしょう。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 説明会ではまだそこまでの説明はございませんでした。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 4ページ、2番のところ、国費のプレミアム分を付与するということなんだけれども、国費のプレミアム分というのは具体的に、例えば今2%だか何かカード使くと、それだけキャッシュバックとかいうか、還元されるというものがあるんだけれども、この場合も具体的な金額とか割合とか、どうなるのか。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） その辺については、まだ国で検討ということではっきりした数字は市町村のほうまで聞いてないところでございます。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そうすると、これをするによって何らかのそういった経済的なメリットがあるという認識でいいということだね、これに変えると。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） 説明会では今消費税の関係でポイントがついていますけれども、それが切れたところでこちらのポイントを今度つけるような形にすると、継続してポイントがつくというようなことで経済政策というか、そういった消費活性化につなげていきたという説明がございました。

○委員長（滝川美幸君） 長谷部議員。

○議員（長谷部集君） そうすると、今やっている消費税の関係の電子決済のポイントというのは期限があるじゃないですか。これに関しては期限なくずっとやっていくということですか、今の説明だと。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） その辺の具体的な説明はまだ市町村までおりてきてないような状況でございます。

○委員長（滝川美幸君） 長谷部議員。

○議員（長谷部集君） すみません。マイキーIDの登録ということなんだけれども、窓口で受け取るときに4桁の暗証番号みたいなやつを登録しているんですよね。コンビニで住民票とったりするときを使う4桁の、それとはまた別のものですか。

○委員長（滝川美幸君） 小澤課長。

○総務課長（小澤 明君） はい、それとは別になります。またマイキーIDという設定をしていただく形になります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

傍聴議員の質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上でマイナンバーカードを活用した消費活性化策についてを終わります。

続いて、総務課関係のその他を行います。

初めに、総務課より報告をお願いいたします。

小澤総務課長。

○総務課長（小澤 明君） 総務課よりその他といたしまして1点ご報告させていただきます。

12月定例議会におきまして、補正予算及び契約案件の提出をお願いするものでございます。補正予算につきましては、先ほどご説明いたしましたマイナンバーを活用した消費活性化策に係る経費を、また、契約案件につきましては、双葉西保育園建築主体工事が1億5,000万円を超えるため、議会の議決を経る必要があることから、お願いをするものでございます。

以上、12月定例議会にお願いいたします案件の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

本件は定例会の案件ですので、質疑は省略いたします。

次に、委員より総務課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上で総務課関係のその他を終了いたします。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時16分

再開 午後 3時18分

○委員長（滝川美幸君） 会議を再開いたします。

続いて、（5）甲斐市職員に関する条例の一部改正の概要について、担当より説明をお願いいたします。

高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥 悟君） お疲れさまです。

人事課から12月定例会に提出する案件につきまして報告させていただきます。

資料の5ページをお願いいたします。

甲斐市職員に関する条例の一部改正の概要についてになります。今回3つの条例の一部改正をお願いするものです。

まず1つ目は、甲斐市職員給与条例、2つ目が、甲斐市一般職非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例、3つ目が、甲斐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

でございます。

内容につきましては、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づきまして、成年被後見人及び保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう成年被後見人等に係る欠格条項、その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

具体的には、この3つの条例の中に地方公務員法に規定されています成年被後見人等に係る欠格条項が規定されていますので、その部分を削除するものであります。

以上です。よろしく願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 法律の文字をそのまま読まれてもいま一つぴんとこないんですが、もう少しわかりやすく説明してください。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 地方公務員法の第16条、また第28条に、成年被後見人制度の条項がありまして、公務員でいる間に成年被後見人になった場合は、その職を失するということが条項にあります。そちらの部分が今言った①、②、③の本市の条例の中に規定がされておりますので、その部分を今回削除するという一部改正の内容になります。

以上でございます。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほかに委員より質疑がありますか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） ないようでしたら、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 今の課長さんの説明でようやくわかったんですけども、少し。要するに公務員でいて被後見人になるというのは具体的に言うとどういう状況が考えられますか。

例えばそういう例があったということなんですよね。場合だろうけれども、ちょっとどういうことか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 成年後見人とか保佐人という方がどういうものかというのを具体的にこうだということはなかなかちょっとお示しするのは難しいかと思えますけれども、自己判断といいますか、そういうものがなかなか難しいところで後見人を設定するというのが成年被後見人制度ということだと思えますけれども、そういった状況になるというのは、身体的だったり精神的だったりという疾病等に絡んで本人がそういう状態になるということだと思えますけれども、職員であったり、誰しもそうだと思いますけれども、不幸にしてそういうような状況になった場合に、公務員でいる間にそういう状況になって、成年被後見人になった場合には、その職を失するということになっています。要は失職するということです。その前の条項には、地方公務員法には成年被後見人であること自体に公務員になれませんという条項もありますので、本市の去年ですか、採用試験に絡むいろんな問題と言ったらあれですけども、マスコミ等でそういった欠格事項があること自体どうかということが話題になって、県だったり、本市もそうですけれども、ことしからそういった要件をなくしたということも、そういったこともありますので、そういう絡みでこの成年被後見人の権利を担保しましょうということで、今回の法律改正が行われて、それに絡んだ条例の改正をさせていただくという内容になります。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） 単純な質問なんだけれども、施行日が令和元年12月14日と。要するに法律の改正が6月14日に公布されたと。言ってみれば6カ月経過してますよね。普通の施行日というのは、普通で言えば1日とかいうのがスタートになるんですが、なぜこの14日なのか、ちょっと単純な質問で申しわけないんですけども、6カ月以内に制定せよという指導なのか、その辺ちょっとお伺いしたいんです。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 議員さんのおっしゃるとおりで、国のほうの法律は6月14日に公布されておまして、6カ月以内にその改正のほうを地方もしなさいというような指導がありますので、12月14日ということになっております。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君）　ということは、近隣の県内の市町村等々もこれに合わせて、大体この日付ぐらいで議会にかけるといふうなことになるんですか。

○委員長（滝川美幸君）　高鳥課長。

○人事課長（高鳥　悟君）　はい、おっしゃるとおりで、12月の議会で提案するところ、また9月に提案されているところもありました。

○議員（五味武彦君）　以上です。

○委員長（滝川美幸君）　ほかに傍聴議員、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君）　なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

　　以上で甲斐市職員に関する条例の一部改正の概要について終わります。

　　続いて、（6）甲斐市会計年度任用職員制度の概要について、担当より説明をお願いします。

　　高鳥人事課長。

○人事課長（高鳥　悟君）　それでは、引き続きまして、会計年度任用職員制度の概要につきまして説明をいたします。

　　本年9月の定例会におきまして会計年度任用職員の給与体系等に係る条例の議決をいただいたところであります。その後、関係例規の準備を進め、具体的な給料、勤務時間、休暇等が整いましたので、内容の説明をさせていただきます。

　　資料の6ページをお願いいたします。

　　会計年度任用職員制度の経緯、目的は以前説明したとおりでございますが、国の法改正により非常勤職員の任用根拠や任用条件を明確に規定するとともに、同一労働同一賃金の観点から、正規職員との均衡を図るために制度を創設するものであります。

　　資料の中段の表をごらんください。こちらは勤務時間、休日、休暇等につきまして現行の制度との違いをあらわしたものでございます。

　　まず、勤務時間ですが、現行と同様の1日7時間30分以内です。職種によりましては勤務時間はさまざまでございますが、現行の勤務時間と同様の運用になります。

　　次に、休暇等ですが、現行から変わったものは、婚姻休暇、介護休暇、時間単位で取得できる介護時間休暇、育児休業、時間単位で取得できる育児に関する部分休暇が新たに取得できるようになります。

　　次に、社会保障ですが、こちらは現行と変わりありません。

資料の 8 ページをごらんください。

その他では、研修につきましては、保育士等の専門業務に関する研修については現行も行ってありますが、新たに一般的な能力開発等の研修につきましても必要に応じて行ってまいります。

続いて、給与、旅費、手当等ですが、現行と変わらず、月額で報酬を支給いたします。新たに期末手当を正職員と同様の支給割合で、勤務時間が週15時間30分以上かつ6カ月以上任用の場合に支給することになります。また、継続して任用する場合は、翌年の報酬に対し昇給を行います。具体的な報酬の月額は、9月に制定しました条例に規定しています給料表に基づき、規則で定めた職種別基準表の職種ごとの号給により算出します。

資料の 9 ページをごらんください。

職種別基準表により職種ごとの基礎号給と上限号給を規定しています。一番最初に書いてあります事務補助の号給が国から示された基準となっております。最初に1号級から始まって、継続して任用されることにより昇給を重ね、25号給が上限となります。

参考例として資料10ページをごらんください。

真ん中辺に参考例として事務補助の職員の報酬額を示しています。現在任用している一般職非常勤職員を来年4月に会計年度任用職員として任用した場合の年額ベースで現行と比較しています。現行の報酬月額が17万2,800円で、合計年額は12月分の207万3,600円となっております。会計年度任用職員の場合は、報酬月額は14万3,806円、期末手当は6月、12月それぞれ1.3月で、年は合計2.6月分で合計年額は209万9,566円となり、現行より2万5,966円の増額となります。

また、次年度以降継続任用した場合は、昇給により報酬月額は2,129円高い14万5,935円となり、年額では3万1,085円増額となります。

現在任用しているそれぞれの職種の一般職非常勤職員には特例を設けまして、報酬月額を前歴加算として一律基礎号給に4号給上乘せし、事務補助の場合ですと1号給が初めですけれども、それに4号給上乘せし、5号給と格付をします。また、期末手当の6月支給分につきましても本来期間率が30%と規定されていますが、同様に前歴加算をし、100%として支給をします。それぞれの職種における報酬の合計年額は現行の報酬年額を上回る設定となっており、今回の制度改正の趣旨であります非常勤職員の処遇改善を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○委員長（滝川美幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） いきなりこれだけの資料出されてもちょっと読みこなせないんですが、ちょっと確認をしたいんですが、今の一般非常勤職員は基本的には会計年度任用職員にほぼ変わるといふことでよろしいのでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） はい、会計年度任用職員に移行するということになります。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） そこであえてパートタイムと書いてあるんだけど、これはちょっとすっきりしないんですが、どういうことか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 会計年度任用職員の9月に条例を制定させていただいたものには、フルタイム職員とパートタイム職員という規定がございます。現在一般職非常勤職員として任用している職員の勤務時間につきましては、1日7時間30分ということで、それを基本にして6時間だったり4時間だったりという短い時間の方もいらっしゃいますけれども、フルタイムの7時間45分ではなく、現在と同じ運用で7時間30分で運用させていただくということでパートタイムということになってございます。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 国もこういう表現ということでしょうか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） はい、そうです。

○委員長（滝川美幸君） よろしいですか。

ほか、委員はどうでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長（滝川美幸君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

長谷部議員。

○議員（長谷部集君） 10ページの下例のところ、これを見ながらちょっと質問させていただきますけれども、現行とパートタイム、これは仕事する時間とかは同じ想定での比較

だと思っんですけれども、月額給にすると約3万円減るわけですよ。そうすると、その人にしてみれば毎月毎月の収入が3万円減って、生活は厳しくなると思っんですよ。半年に1回帳尻は合うとは思っんですけれども、その部分でちょっと厳しいかなという気は1点します。

それとお聞きしたいのは、期末手当が6月と12月ですので、年度で1年間普通にいくと、例えば4月から雇われて、3月いっぱいまでの1年間で想定すると、最初の6月の期末手当でその手当がもらえるのかどうか。もしもらえるとしても、多分満額じゃないと思っますし、次に12月で満額の期末手当をもらったとしても、次の3月でやめてしまった場合には、残りの3カ月、6月までの分が今度もらえなくなってしまうじゃないですか。そうするとそういう4月から3月までみたいな職員の場合には、結果的には現行よりも減るというふうに計算が出るんですけれども、私の言っていることで合っっていますか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） こちらに書いてあります参考例でございますけれども、こちらは現在一般職非常勤職員として任用している職員についての参考例を書かせていただいています。現在、令和元年度に任用している職員が令和2年度に会計年度任用職員となった場合には、現在の前歴ということで換算をさせていただいて、年額のほうが2万5,000円ほどふえるという設定になります。来年の4月から新たに任用される職員につきましては、この特例は適用されずに、先ほどの基礎号給でいきますと1号給から始まることになります。そうしますと、1号給の月額が13万9,451円になります。6月の期末手当につきましても30%の支給ということが規定になっておりますので、この現行であったり、現在いる非常勤職員の方とのその差は出るというふうに認識しています。

○委員長（滝川美幸君） 長谷部議員。

○議員（長谷部集君） そうすると、聞きたいことは幾つもあるんですけれども、今まで新たに雇ったいわゆる一般非常勤職員の方と今後来年以降新たに雇用する会計年度任用職員では同じ仕事をして、新たに雇う人のほうが収入が少なくなるということですよ。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） そうです。議員さんのおっしゃるとおりに、今現在いる方を特例として優遇をしていますので、来年、また再来年もそうですけれども、新たに4月から任用される方につきましては、この特例を設けずに、この規定にあるとおりの1号給から始めるということでございます。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これ今長谷部議員との関連することなんだけれども、要は今まで非常勤とかいろいろいて、継続的に勤務をする人がいますよね。そういった人たちが現実問題として、ことしもらった年間支給金額と次年度にはまず変わらないということでもいいですか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） ことしいらっしゃる方につきましては、次年度、来年いた場合には、こちらに書いてありますおよそ2万5,000円分がふえた金額になります。下回るということはないです。

○委員長（滝川美幸君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） それで、結局例えば今言ったことになるんだけれども、同じ仕事をしていて、ことし入った人と今までいた人が、例えば例を挙げれば、給食の調理員さんなどで人の入れかえがあるじゃないですか。そうすると、同じ仕事をやっっているながら、今度新しく入れかえて入ってきた人は下がるという現実が出てきますよね。そういう実態が起きるといのはちょっとおかしいんじゃない。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 下がるといいますか、今いる方もそうですけれども、今後任用される方も複数年継続されていきますと、当然経験年数というのはふえていって、経験値もふえていきます。能力であったりの分もふえていくと思いますので、正職員もそうですけれども、それによって昇給もしていきますし、そういった部分でより長く勤めるということが非正規職員に対する方策というところもありますので、そういった部分では新たに勤める方よりも1年、2年経験値がある方のほうが給料が高いというのはそういうことでよろしいかなというふうに思います。

○委員長（滝川美幸君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） また別の見方なんだけれども、今の話の続きなんだけれども、二、三年続けていけばよくなるよと。ほかの待遇面も結構いろんなメリットが出てくるということなんだけれども、今甲斐市の正職員450名ですよね。非常勤がどんどんふえてくるという中で、今後非常勤職員の増とか、こういったものを見込んだ上での改正なのか、それともそこまでいってないよと。ただ改正するんだよというところなのか、この辺の考え方というのはどうなんでしょうかね。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 非常勤職員、会計年度任用職員は今後減少していくというふうに考えております。それはなぜかといいますと、甲斐市における職員の必要数というものを考えておきまして、その全体額から見ますと、職員の種類と言ったらおかしいですけども、正規職員と非常勤職員、それとあと再任用職員というものがございまして。再任用職員は年金の受給開始年齢までは再任用できるということになっておきまして、今年度退職する方から4年たたないと64歳が年金支給年齢ということになりますので、年々定年退職していく方は数人いらっしゃいますので、今までは1年で終わっていたものが2年、3年というふうに複数年になりますと、再任用職員ってどんどんふえていくという、そういう見込みです。そういう中中で、再任用職員の方の知識であったり能力というものを最大限生かしていただけるように、数多くの方を再任用していただきたいと思うんですけども、それにかわって非常勤職員のやっている仕事も再任用職員の方がやる仕事も出てくるとお思いますので、そういったバランスを考えまして、全体人数から差し引くと、再任用職員ではなくて非常勤職員の方は減少していくというふうに見込んでいます。

○議員（五味武彦君） そういうことか。結構です。

○委員長（滝川美幸君） 傍聴議員、ほかにありますか。

横山議員。

○議員（横山洋介君） ちょっと現状で教えてもらいたいんですけども、1年でやめていくというか、そういった今度会計年度任用職員になる方の人数というかパーセンテージというのはわかりますか。

○委員長（滝川美幸君） 高鳥課長。

○人事課長（高鳥 悟君） 具体的な人数だったりパーセンテージというのはちょっと今お示しできませんですけども、90%以上は継続しているというふうに認識しています。

○委員長（滝川美幸君） それでは、傍聴議員ないようでしたら、質疑を終了いたしますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 以上で甲斐市会計年度任用職員制度の概要についてを終わります。

続いて、人事課関係のその他を行います。

委員より人事課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（滝川美幸君） ないようですので、以上でその他を終了いたします。

続いて、次第の4、その他に入ります。

委員より常任委員会関係でその他何かありましたらお願いいたします。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 教育総務課のその他というのは、何かそちらから予定しているものはあるんですか。

○委員長（滝川美幸君） 興石係長。

○書記（興石文明君） 内容の1のところ、教育総務課のその他で、補正予算ありますというところで報告があったと思います。

以上です。

○委員（松井 豊君） その程度の話。

○委員長（滝川美幸君） よろしいでしょうか。

松井委員。

○委員（松井 豊君） 教育部長がいるときに聞こうと思ったんだけど、最後に教育総務課とあるから、顔出すのかと思ったら、そうではないようなので、いいです。改めてちょっと教育部に話を聞きたいんですが、埋蔵文化財などの資料を旧敷島にある自然休養村センターですね、あそこへ集めて保管するという、こういうお話が出てますが、農業振興の施設にそういう文化財、文化財といったって、そんな大した価値のものじゃないんですが、そういうものを言ってみれば倉庫にするというやり方は、明らかに教育のほうの越権行為だというふうに私は思うんで、部長いるとき聞こうと思ったんだけど、一応そういうふうに言うておいてほしいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 興石係長。

○書記（興石文明君） 内容の1のところの内容のときに教育総務課が所管になるかわかりませんが、そこで教育総務課関係のその他ありますかということで確認をとっておりますので、そういう機会に発言をいただきたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） 7のその他で教育総務課とあるので、そこで質問を、委員長さんにもちょっと話をしましたが、していいかということで、教育総務課のほうで出席があるというふうに私はここで見ると理解したんですが、そうじゃないですね。

○委員長（滝川美幸君） 興石係長。

○書記（輿石文明君） 繰り返しになりますけれども、審査の順番として教育総務課が1番になっています。次第には7番のその他に教育総務課になっていますけれども、冒頭の1番のところで、この7番のその他の教育総務課が終了しておりますので、職員の入れかえというか、後でまた来るというわけにも時間的なロスがありますので、1番でここにある見出しの件とその他を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員。

○委員（松井 豊君） ちょっと納得できないんですが、ほかのところでも予算のことは言いましたよね、たしかね。補正予算のことは。だから、ここに特にその他で教育総務課とあるから、出席があるというふうに一応は理解しました。とりあえずこれで結構です。

○委員長（滝川美幸君） 確かにこの資料を見ますと、松井委員が誤解なさることも、これは納得いくことですので、そのことはしっかりと教育委員会のほうにお伝えしておきますので、
輿石係長。

○書記（輿石文明君） ここの記載については、教育総務課のほうで記載したものじゃなくて、議会事務局のほうでつくった次第です。これは今回に始まったことではなくて、これまでも同様な記載の方法をとっておりますので、もしこの記載の方法がうまくないということであれば、改めることも可能ですので、ご意見がもしあればいただきたいと思います。

○委員長（滝川美幸君） 松井委員、よろしいですか。今の内容について、委員から何かありましたらお願いいたします。

赤澤委員。

○委員（赤澤 厚君） さっきの係長が言ったとおり、教育総務関係のその他何かありますというときがあったんだから、その機会に言い逃したということは、これは本人にもその場で言えた機会があったんだから、そこでやればよかったと私は思いますね。これはもうこのままで結構だと思いますよ。

○委員長（滝川美幸君） ほかの委員さんはいかがですか。

よろしいでしょうか。それでは、このような形の記載の方法は従来からしていたということで、今後もこの形でいくということですので、その担当の課がこの中にある間のその他の中でこれからその他がある場合は発言をしていただくということで、ご理解をいただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） それでは、事務局よりその他ありますか。

興石係長。

○書記（興石文明君） 冒頭委員長の挨拶にもありましたが、消防団との意見交換会、来週の27日水曜日の夜7時30分からこちらの委員会室Aで行いますので、よろしくお願いいたします。

また、当日の質問事項ですけれども、未提出の方につきましては、あすの午前中までにファクスで結構ですので、提出をお願いいたします。消防団のほうから依頼が来ておりまして、早目にいただきたいというようなこともありますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○委員長（滝川美幸君） それでは、事務局の説明のとおり提出をお願いいたします。

ほかに何もなければ、以上でその他を終了いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（滝川美幸君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして総務教育常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3時52分